

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

## INDEX

### ○ お知らせ

- 「5段階の「警戒レベル」による防災情報の提供について」
- 「平成30年度介護職員処遇改善加算の実績報告をご提出ください。」
- 「【通所介護】令和2年度ADL維持等加算算定に係る必要書類と提出時期について」
- 「介護保険事務所(医療系)の集団指導の実施」
- 「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様について」
- 「令和元年度 訪問看護にかかる支援策について」
- 「介護職員奨学金返済・育成支援事業 事業計画を予約中！」
- 「令和元年度 介護職員スキルアップ研修【受講生募集】」
- 「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画募集中！」

### ○ 参考

- 「熱中症の予防について」【気象庁のとりのくみ】

令和 元年 7月1日発行 第180号

お知らせ

## ○5段階の「警戒レベル」による防災情報の提供について

防災情報の提供について、厚生労働省より事務連絡が届きましたので、お知らせします。  
事業者の皆様におかれましては、以下のHPから詳細を御確認くださいようお願いいたします。

5段階の「警戒レベル」による防災情報の提供について

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tyuui/bousajouhou.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/bousajouhou.html)

お知らせ

## ○平成30年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください

平成30年度に加算の算定をした全ての法人(事業者)について、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

**提出期限は令和元年7月31日(水曜日)**です。

実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善加算について>平成30年度実績報告について

【介護職員処遇改善加算について】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>

【処遇改善加算お問合せ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4343 (直通)

※受付時間: 平日9時00分~17時30分(12時00分~13時00分を除く)

## ○【通所介護】令和2年度ADL維持等加算算定に係る必要書類と提出時期について

平成30年度に新設されたADL維持等加算に関しまして令和2(2020)年4月からの算定を希望する場合、東京都においては、下記のとおり届出がされた事業所に対し、加算算定可否を審査いたしますのでご留意ください。

### 1 必要書類及び届出の時期

(1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(様式6-1)」の「ADL維持等加算(申出)の有無」の届出・・・令和元年7月16日(火)まで(必着)

※すでに令和元年6月までに「有」と届け出ている事業所は改めて提出する必要はありません。

(2)「ADL維持等加算に係る届出書(様式6-7)」の届出

・・・令和2年2月17日(月)まで(必着)

★令和2年度から初めて算定する場合・・・(1)(2)両方の届出が必要です。

★すでに令和元年6月までに(1)において「有」と届け出ている場合・・・(2)のみの届出が必要です。

### 2 提出先

〒163-0718

新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル18階

公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部事業者指定室

電話：03-3344-8517

### 3 必要書類掲載先

東京都福祉保健局ホームページ>東京都介護サービス情報内

<[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/7\\_tuukai.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/7_tuukai.html)>

### 【お問合せ先】

介護保険課介護事業者担当 TEL 03-5320-4593

お知らせ

## ○ 介護保険事業所(医療系)の集団指導の実施

福祉保健局指導監査部指導第三課では、5月23日(木曜日)、29日(水曜日)、30日(木曜日)の3日間にわたり、新宿文化センター大ホール及び都議会議事堂都民ホールにおいて、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、介護療養型医療施設、短期入所療養介護事業所の各医療系介護サービス事業所に対する集団指導を講習会形式で実施しました。

この集団指導は、医療系介護サービスの重要性が高まる中、事業所に理解を促し、適切なサービス提供を確保するために、毎年度実施しているものです。

昨年度の実地指導で見られた不適切な事例を具体的に紹介しつつ、事業運営上の留意事項や介護報酬の算定に関する事項など、実務に直結する内容を説明しました。

3日間で合計1,503事業所(出席率約93%)と、多くの事業所が出席しました。

なお、集団指導の資料を以下のホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→福祉保健の基盤づくり>社会福祉法人・施設等の指導検査>集団指導資料>集団指導資料(介護保険法関係)

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/shidoukensa/syudanshiryo/shudan.html>

お知らせ

## ○ 居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における

### 情報連携の標準仕様について

情報連携の標準仕様について、厚生労働省より事務連絡が届きましたので、お知らせします。事業者の皆様におかれましては、以下のHPから詳細を御確認くださいませようお願いします。

【居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様について】

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/jigyousya.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyousya.html)

# ○ 令和元年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和元年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

## < 令和元年度 東京都訪問看護推進総合事業 >

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業(※1) (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程入学試験日の20日前の日まで
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	締切：7月31日(水) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	締切：7月31日(水)
	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(※2) <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする20日前の日まで
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	申込受付中! 各教育ステーションへ直接申込ください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護ステーション等事業開始等支援事業 (経営等に関する個別相談会)	実施時期未定 別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護フェスティバルの開催	令和2年2月11日 東京都庁(予定) 詳細は別途ご案内いたします

(※1) 認定看護師資格取得支援事業、及び(※2) 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等) 確保支援事業<産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>は、申請状況により期限を別に設定する場合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】 東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>

東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

## ○ 介護職員奨学金返済・育成支援事業 事業計画書を受付中!

お知らせ

東京都では、介護職員の確保・育成・定着を図るため、昨年度に引き続き今年度も、「介護職員奨学金返済・育成支援事業」を実施します。

本事業では、介護保険事業所等が常勤介護職員(有期雇用を除く)として新卒者等を雇用し、その新卒者等が在学中に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給した場合、都が事業者に対して、1人当たり年60万円(最大5年間)を上限として全額補助します。

現在、事業計画書を受け付けております。本事業の活用を検討されている事業者におかれましては、東京都福祉保健財団まで申請してください。

なお、今年度は平成31年4月1日時点で「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)」を有する施設、事業所が対象です。

※今年度の事業計画書の提出機会は1回です。昨年度からの継続対象者や今年1月2日以降に採用した新規対象者について申請する場合は、以下の期限までに事業計画書を提出してください。

【提出期限】 令和元年8月2日(金曜日) 必着

【提出方法】 郵送にて必要書類をご提出ください。

【提出先】 〒163-0719 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階  
東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。  
(<http://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/index.html>)

【お問合せ先】 東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室 介護人材育成担当

TEL:03-3344-8513 FAX:03-3344-8593

MAIL:[syogakukin@fukushizaidan.jp](mailto:syogakukin@fukushizaidan.jp)

※お問合せについては、東京都福祉保健財団ホームページに掲載されている「質問票」を用いてFAXまたはメールでお願いします。

# ○令和元年度 介護職員スキルアップ研修[受講生募集]

お知らせ

## 1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指します。

## 2 対象

都内に所在する介護保険事業所において、現在介護職員として2年以上勤務※しており、研修受講後に事業所内での伝達研修を行える方。非常勤職員も対象となります。

(※前職がある場合はその勤務経験も含めます。)

3 定員 各回で異なるため下記一覧表をご確認ください。

4 受講料 無料(資料代含む)

5 申込締切 ※いずれも定員になり次第締め切ります。

コース	申込締切
第1回	令和元年8月23日(金)
第2回・第3回	令和元年9月26日(木)
第4回・第5回	令和元年12月17日(火)

## 6 申込方法

東京都社会福祉協議会 研修受付システム「けんとかん」からお申込みください。

(<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>)

## 7 日程・会場・時間

下記一覧表のとおり

区分	コース (定員)	1日目 (時間) 9:25~17:00	2日目 (時間) 9:30~17:00	3日目 (時間) 9:30~17:00
I	第1回 *市部事業所優先 (90名)	令和元年10月2日(水) <会場>三鷹産業プラザ	令和元年10月8日(火) <会場>三鷹産業プラザ	令和元年10月9日(水) <会場>三鷹産業プラザ
	第2回 (127名)	(第2回・第3回合同) 令和元年11月6日(水) <会場>東京都医師会館・講堂	(第2回・第3回合同) 令和元年11月12日(火) <会場>東京都医師会館・講堂	令和元年11月19日(火) <会場>東京都社会福祉保健医療研修センター
第3回 (128名)	令和元年11月21日(木) <会場>東京都社会福祉保健医療研修センター			
III	第4回 (127名)	(第4回・第5回合同) 令和2年1月29日(水) <会場>飯田橋レインボービル大会議室	(第4回・第5回合同) 令和2年1月30日(木) <会場>飯田橋レインボービル大会議室	令和2年2月7日(金) <会場>東京都社会福祉保健医療研修センター
	第5回 (128名)			令和2年2月14日(金) <会場>東京都社会福祉保健医療研修センター

## ○ 東京都介護職員宿舎借上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

お知らせ

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となります。本事業の活用を検討されている法人につきましては、事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団までお早めにご申請ください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 令和元年9月27日(金曜日)

【提出先】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階  
公益財団法人東京都福祉保健財団  
事業者支援部 運営支援室 宿舎借上げ支援事業担当(介護)

【提出方法】 配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。  
(<http://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/index.html>)

また、財団では助成金交付申請をご検討中の法人を対象に、本事業の概要及び具体的な書類の書き方や疑問点にお答えする説明会を下記の日程で開催します。申込方法等の詳細については財団ホームページをご確認ください。

### 【日 程】

	日にち	時間 ※	申込締切日(必着)
1	7月23日(火)	15:00	7月18日(木)
2	8月 8日(木)	15:00	8月 5日(月)
3	9月 3日(火)	15:00	8月29日(木)

※ 受付及び開場は開始時間の15分前からとなります。受付時間以降にお越しください。

### 【会 場】

公益財団法人東京都福祉保健財団 研修室1・2(小田急第一生命ビル5階)

### 【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団  
事業者支援部 運営支援室 宿舎借上げ支援担当(介護)  
TEL 03-3344-8548

## ○ 熱中症の予防について【気象庁のとりくみ】

参考

179号巻末で環境省及び厚生労働省の熱中症対策のお知らせをいたしました。今回は、気象庁が行っている熱中症対策の「異常天候早期警戒情報」について、お知らせします。

### 【気象庁ホームページより引用】

「異常天候早期警戒情報」では、毎週月曜日と木曜日の週2回、情報発表日の5日から14日後までを対象として7日間の平均を「かなり高い」もしくは「かなり低い」となる確率が30パーセント以上と見込まれる場合に発表されます。

熱中症の発生が予想される場合、「異常天候早期警戒情報」で熱中症への警戒を呼び掛けていますので、ご活用ください。

### 【気象庁ホームページ】

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

【異常天候早期警戒情報】の熱中症への呼びかけについての解説は下記のとおりです。

[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/soukei\\_netsu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/soukei_netsu.html)